

横浜市情報公開・個人情報保護審査会第二部会 第320回会議議事録

| | |
|--------------|--|
| 日 時 | 平成29年 8 月25日（金） 午後 2 時00分～午後 3 時40分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル 5 階特別会議室 |
| 出席者 | 金子部会長、高橋委員、稲垣委員 |
| 欠席者 | なし |
| 開催形態 | 非公開 |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第二部会第319回会議議事録の承認 2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告 3 権利の濫用による請求拒否処分等の報告 4 第三部会からの報告 5 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議 |
| 議事及び 決定事項 | <p>開会にあたり、部会長が、会議の非公開を確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第二部会第319回会議議事録の承認 2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告 事務局から運用状況、諮問第1962号から第1995号までの諮問について報告した。 3 権利の濫用による請求拒否処分等の報告 事務局から次の4件の開示請求等に係る権利の濫用による請求拒否処分について報告した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「道水路境界復元について（伺） 218冊10号」 (2) 「道水路境界復元について（伺） 218冊10号」 (3) 「不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答） 旭土第2036号」 (4) 「特定年月日 A 付照会文書照会事項5について下記のとおり回答します。特定年月日 B 付原告作成書面（2・追加）3頁③で、原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、特定年月日 C 以降については否認する。原告が自分の宅地だと主張する土地（特定番地の一部）は、特定年月日 C 横浜市告示特定番号において、横浜市の道路となっている。前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所で作成した同水路境界調査により、（特定番地）の所有者より、・・・18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている、との「署名押印した承諾書と印鑑証明書が付された文書一切の開示。」 4 第三部会からの報告 事務局から第三部会で決定した諮問第1586号に係る答申について報告し |

| | |
|------|---|
| | <p>た。</p> <p>5 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議</p> <p>(1) 諮問第1555号（生見尾踏切跨線人道橋整備事業）について 答申案を検討し、決定した。</p> <p>(2) 諮問第1582号（道路占用許可基準及び横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書）について</p> <p>ア 答申の方向性を検討した。</p> <p>イ 次回、答申たたき台を検討することとした。</p> |
| 特記事項 | 次回：平成29年9月8日（金） 関内中央ビル5階特別会議室 |

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会第二部会 部会長 金子 正史